

令和7年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和7年(1月～12月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		390	(2)	100.0	(100.0%)	388	(2)	100.0	(100.0%)	2	()	0.5%	()
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		186	(1)	47.7	(50.0%)	184	(1)	47.4	(50.0%)	2	()	1.1%	()
製 造 業		75		19.2	()	70		18.0	()	5	()	7.1%	(-)
鉱 業					()				()		()	-	(-)
建 設 業		27		6.9	()	36		9.3	()	-9	()	-25.0%	(-)
運 輸 交 通 業		63	(1)	16.2	(50.0%)	55		14.2	()	8	(1)	14.5%	(-)
貨 物 取 扱 業		17		4.4	()	16		4.1	()	1	()	6.3%	(-)
農 林 業		2		0.5	()	2	(1)	0.5	(50.0%)		(-1)		(-100.0%)
畜 産 ・ 水 産 業		2		0.5	()	5		1.3	()	-3	()	-60.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		204	(1)	52.3	(50.0%)	204	(1)	52.6	(50.0%)		()		()
商 業	卸 売 業	6	(1)	1.5	(50.0%)	4		1.0	()	2	(1)	50.0%	(-)
	小 売 業	36		9.2	()	30		7.7	()	6	()	20.0%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	23		5.9	()	11		2.8	()	12	()	109.1%	(-)
	計	65	(1)	16.7	(50.0%)	45		11.6	()	20	(1)	44.4%	(-)
通 信 業		6		1.5	()	8		2.1	()	-2	()	-25.0%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	17		4.4	()	21		5.4	()	-4	()	-19.0%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	43		11.0	()	57		14.7	()	-14	()	-24.6%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業				()				()		()	-	(-)
	計	60		15.4	()	78		20.1	()	-18	()	-23.1%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	18		4.6	()	22		5.7	()	-4	()	-18.2%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	4		1.0	()	6		1.5	()	-2	()	-33.3%	(-)
	計	22		5.6	()	28		7.2	()	-6	()	-21.4%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	6		1.5	()	7		1.8	()	-1	()	-14.3%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	14		3.6	()	6		1.5	()	8	()	133.3%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	1		0.3	()	2		0.5	()	-1	()	-50.0%	(-)
	計	21		5.4	()	15		3.9	()	6	()	40.0%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	5		1.3	()	8		2.1	()	-3	()	-37.5%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	14		3.6	()	13	(1)	3.4	(50.0%)	1	(-1)	7.7%	(-100.0%)
	計	19		4.9	()	21	(1)	5.4	(50.0%)	-2	(-1)	-9.5%	(-100.0%)
金 融 広 告 業		5		1.3	()	5		1.3	()		()		(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		5		1.3	()	4		1.0	()	1	()	25.0%	(-)
官 公 署		1		0.3	()				()	1	()	-	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		71	(1)	18.2	50.0%	64		16.5		7	(1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。